



雇均総発 0925 第 1 号
令和 8 年 9 月 25 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局総務課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）が、平成 31 年 4 月から施行されている中、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような状況を改善するため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年 6 月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しております。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、同月に実施される「過重労働解消キャンペーン」と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、御活用ください。また、紙媒体に不足が生じた場合は、担当より送付させていただきますので、本通知末尾に記載の担当までご連絡いただくようお願いいたします。

○「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

(担当) 厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室
TEL:03-5253-1111 (内線 7915) 田邊

(文例)

無理な取引「しわ寄せ」を
防止しましょう!

STOP!
しわ寄せ

納期短縮?

急な仕様変更?

予算超過?

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

事業主の皆様へ

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。〇〇労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

無理な取引の「しわ寄せ」を 防止しましょう！

納期短縮？

STOP!
しわ寄せ

予算
据置き？

急な
仕様変更？

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺



相談無料

全国 48 か所

秘密厳守

匿名相談可能



0120-4181-618

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.html>

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意! ~「労働時間等設定改善法」より~

- 納期の適正化を図りましょう。
- 発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
- 発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の
労働者の健康障害防止のためにも必要です。



労働時間等見直し
ガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは? ~「振興基準」より~

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者の
よるべき一般的な基準として定められたものです。



「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが 増加してしまった

- ▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を適切に転嫁できる
よう協議しましょう。
- ▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった
場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指しましょう。



労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

- ▶残業代などのコストは委託者が負担しましょう!
- ▶働き方改革を阻害する取引を行わないよう、取引条件を改善しましょう。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、
適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送 など

3 発注内容を変更することになってしまった

- ▶不当なやり直しが生じないように配慮しましょう!
- ▶長期発注計画を示すなど、発注の安定化に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和8年11月7日(土)9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン